

日時：令和6年2月9日（金）14：00～15：00
場所：福岡県庁地下1階環境部会議室

令和5年度福岡県たばこ対策推進会議 次第

1 報告・協議事項

- (1) 福岡県におけるたばこ対策の取組
- (2) 団体等におけるたばこ対策の取組
- (3) 妊婦向け喫煙防止チラシの作成

2 その他

(配付資料)

- ・令和5年度福岡県たばこ対策推進会議委員名簿
- ・配席表
- ・資料1 福岡県におけるたばこ対策の取組
- ・資料2 団体等におけるたばこ対策の取組
- ・資料3 妊婦向け喫煙防止チラシの作成
- ・参考資料1 福岡県たばこ対策推進会議設置要綱
- ・参考資料2 福岡県たばこ対策事業実施要綱

令和5年度福岡県たばこ対策推進会議名簿

No.	所 属	職名	氏名	出欠
1	久山療育園重症児者医療療育センター	センター長	岩永 知秋	出席（現地）
2	学校法人産業医科大学 産業生態科学研究所健康開発科学研究室	教授	大和 浩	出席（現地）
3	公益社団法人福岡県医師会	理事	田中 真紀	欠席
4	公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構	公益事業推進部長	池田 晶子	代理出席（現地） 公益事業推進部副部長 大庭 隆子
5	公益社団法人福岡県薬剤師会	常務理事	田城 涼子	出席（WEB）
6	一般社団法人福岡県料飲業生活衛生組合連合会	専務理事	磯崎 学	出席（現地）
7	福岡県市長会	事務局長	石橋 徹	代理出席（WEB） 事務局次長 白水 増美
8	福岡県町村会	事務局長	星井 寿俊	欠席
9	福岡県保健所長会	保健監	橋本 弥生	出席（現地）
10	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課	指導主事	新田 聖	出席（現地）
11	福岡県保健医療介護部健康増進課	課長	猪股 祐子	出席（現地）

委員名簿

令和5年度福岡県たばこ対策推進会議 配席表

福岡県健康増進課
猪股 祐子 委員

○

福岡県料飲業生活衛生
組合連合会
磯崎 学 委員

○

福岡県保健所長会
橋本 弥生 委員

○

福岡県教育庁
体育スポーツ健康課
新田 聖 委員

○

久山療育園重症児者
医療療育センター
岩永 知秋 委員

○

産業医科大学
大和 浩 委員

○

公衆衛生推進機構
池田 晶子 委員
(代理 大庭 隆子氏)

○

モニター

事務局(健康増進課)

○

○

事務局(関係各課)

○

○

○

財産活用課

総務事務厚生課 子育て支援課

福岡県におけるたばこ対策の取組

1 基盤整備

○ 福岡県たばこ対策推進会議

学識者や医師会、事業所等で構成する「福岡県たばこ対策推進会議」を開催し、たばこ対策の三本柱である「禁煙支援」、「20歳未満の者の喫煙防止」、「受動喫煙」の具体的な方法について協議し、県民の健康増進を目的としたたばこ対策の方向付けを行う。

【福岡たばこ対策推進会議開催実績（令和4年度）】

- ・健康増進課 1回開催

○ 地域におけるたばこ対策の推進

保健福祉（環境）事務所を中心に、市町村、関係団体、事業所等で構成する「地域・職域連携会議」等を活用して、地域たばこ対策推進会議を開催し、地域の実情に応じたたばこ対策を協議し、具体的な取組を推進する。

【地域たばこ対策推進会議開催実績（令和4年度）】

- ・保健福祉（環境）事務所 延べ10回（書面及びWEB会議含む）開催

2 禁煙支援

○ 卒煙サポート事業

福岡県薬剤師会と連携して研修会を実施し禁煙相談員を養成する。

禁煙相談員がいる薬局（「卒煙サポート薬局」）では卒煙サポート薬局ステッカーを掲示し、禁煙を希望する方から相談を受け、禁煙支援を行う。

【禁煙相談員養成研修】

令和5年8月6日開催

【禁煙相談員数及び卒煙サポート薬局数推移】（R5.12.末時点）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
禁煙相談員数	1,349	1,397	1,445
卒煙サポート薬局数	804	848	876

《卒煙サポート薬局ステッカー》



3 20歳未満の者の喫煙防止対策

○ 喫煙防止教育

20歳未満の者の喫煙を防止するため、喫煙防止啓発リーフレットを作成し、学校等と連携して喫煙が健康に及ぼす影響について、喫煙防止教育を実施する。

【喫煙防止啓発リーフレットについて】

- ・リーフレットは骨子を岩永委員、大和委員に確認いただき、デザイン会社による制作作業中。
- ・作成したリーフレットについては、3月下旬～4月上旬の間に県内全高校の教職員に対して配布し、薬物乱用等防止教育などの際に活用を促していく予定。

4 受動喫煙防止対策

(1) 目的

改正健康増進法の趣旨や施設等の管理者の責務について周知することを通じて、望まない受動喫煙の防止の徹底を図ることを目的とする。

(2) 実施内容

① 広報・啓発

- 保健所・市町村にチラシやポスターを配布・掲示
- 保健所において、飲食店営業許可更新手続等の際にチラシを配布
- 県内青年会議所や、福岡県中小企業団体中央会、福岡県商工会議所連合会等のメルマガを通じて受動喫煙防止に関する内容を配信
- 県ホームページを通じて改正法の趣旨等を情報提供
- 県ホームページに望まない受動喫煙防止啓発ポスターを掲載

② 既存の経営規模の小さい飲食店（既存特定飲食提供施設）の経過措置に係る届出の受付（R5.12.末時点）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	234	506	19	4	0

(3) 相談への対応

健康増進法違反の疑いのある施設について、県民から情報提供があり、当課の担当者が電話等による指導・助言を行った件数等（R5.12.末時点）

年度	指導・助言 件数 ①	施設		①のうち立入検査 を行った件数
		第1種施設	第2種施設	
令和2年度	37	2	35(15)	2
令和3年度	7	1	6(1)	0
令和4年度	16	0	16(2)	2
令和5年度	14	2	12(2)	0

※(): 飲食店の件数

5 COPD（慢性閉塞性肺疾患）等に関する普及啓発

たばこがCOPD（慢性閉塞性肺疾患）や健康に及ぼす影響について、県民の理解を深めるため、正しい知識の普及啓発を行う。

○ ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイトを活用した情報発信

県が健康に関する様々な情報を発信しているインターネットサイトに、たばこやCOPDに関する情報を掲載

→<https://www.kenko.pref.fukuoka.lg.jp/>



団体等におけるたばこ対策の取組

団体等名	取組内容
公益社団法人 福岡県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止対策を強化・実現するために、受動喫煙防止に関する宣言を行うとともに同宣言のポスターを会員医療機関に配布し待合室等への掲示を依頼した。 ・「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」において、啓発ポスターを会館内に掲示するとともに、郡市医師会に配布し会館等への掲示を依頼した。
公益財団法人 ふくおか公衆衛生推進機構	<ul style="list-style-type: none"> ・健診業務中の職員の禁煙厳守。 ・特定保健指導にて禁煙指導。 ・がん教育にて喫煙の害の指導。
公益社団法人 福岡県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙希望者からの相談に応じるとともに、たばこに関する情報提供を行う「禁煙相談員」を養成するための「禁煙相談員養成研修」を、福岡県保健医療介護部健康増進課と共催で年に1回開催。 ・また令和2年4月1日の改正健康増進法の全面施行と同時に会館使用規定を改正し、福岡県薬剤師会館を敷地内禁煙とした。
福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒への指導に繋がるものとして、薬物乱用等防止教育指導者研修会を実施している。（県立学校教員及び市町村立学校の教員を対象） ※研修会の中で、20歳未満の者の喫煙防止についても取り扱っている。

妊婦向け喫煙防止リーフレットの作成

1 妊娠中の喫煙防止対策の現状・課題

【現状】

- 妊娠中の喫煙は、妊娠合併症のリスクを高めるだけでなく、胎児にも悪影響を与えることから、妊娠中の正しい生活習慣等に関する普及啓発が重要。
- 県ホームページによる周知を行っているが、積極的に働きかける普及啓発が不足している。

【課題】

- 福岡県における妊婦の喫煙率は、全国と比較して高い水準となっている。そのため、今まで以上に喫煙による悪影響を広く周知する必要がある。

《妊婦の喫煙率推移》

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全国平均	2.0%	1.9%	2.1%
福岡県	3.1%	3.6%	2.7%
全国順位	45位	47位	42位

※乳幼児健康診査問診回答状況より

2 今後の方策

- 令和6年度において、妊婦向けの喫煙防止に係る啓発物を作成することで、喫煙防止の意識向上を図る。(健康増進課)
- 令和6年度から市町村(県内保健所設置市である福岡市、北九州市、久留米市を除く)に配布する母子健康手帳(別冊)に、たばこに関する文書を追加。(子育て支援課)

3 啓発物の規格

- ・ A4 カラー両面1枚のチラシ(予定)

4 啓発方法

- ・ ふくおか健康ポイントアプリによるお知らせ
- ・ 県ホームページ、ふくおか健康づくり県民情報発信サイトに掲載
- ・ 市町村の子育て支援部署を通じた配布
- ・ 関係機関(産婦人科、卒煙サポート薬局など)を通じた配布
- ・ 県の包括連携協定先のお知らせコーナーへの配架

5 チラシ掲載事項（案）

チラシ上での詳しい説明は避け、絵や写真を用いて、まずは手に取ってもらえるように作成。

（テーマ） 妊婦にとってタバコは百害あって一利なし（案）

○妊娠中のタバコの害

- ・流産、早産
- ・低出生体重児
- ・発育遅延
- ・加熱式タバコの害（アレルギー発症率上昇）
など

○育児中のタバコの害

- ・乳幼児突然死症候群
- ・誤飲
- ・肺炎、気管支炎、喘息
など

○妊婦の周囲の喫煙による害

- ・副流煙、呼出煙の害
- ・サードハンドスモーク（残留受動喫煙）
など

○禁煙するには？

- ・禁煙治療の費用
- ・保険が適用できる病院紹介
- ・卒煙サポート薬局の紹介
など

○最後のメッセージ

タバコは子どもに健康上の多くの害を与えます。子どもは自分の意思でタバコを避けることができません。タバコの害から守れるかどうかはあなた次第です。

「それでもあなたはタバコを吸い続けますか？」

6 作成スケジュール

令和6年2月9日	令和5年度福岡県たばこ対策推進会議
随時	有識者の先生方に御相談
10～12月頃	チラシ（案）完成
令和7年1～2月頃	チラシ完成、委員に情報提供
2～3月頃	周知

福岡県たばこ対策推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 県民の健康づくりを推進するため、本県の喫煙と健康に関わる対策の3つの柱である「受動喫煙の防止」「20歳未満の者の喫煙防止」「禁煙支援」の具体的な方策について、協議検討及び情報交換を行うために福岡県たばこ対策推進会議を設置する。

(協議内容)

第2条 福岡県たばこ対策推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 福岡県の喫煙に関する実態把握に関すること。
- (2) たばこ対策の取り組みに関すること。
- (3) 関係機関の連携に関すること
- (4) たばこ対策の情報に関すること。
- (5) その他(1)、(2)及び(3)の推進のために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議の委員は、学識経験者及び、関係機関、関係団体から推薦を受けた者とする。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は会議を招集し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(意見の聴取)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健医療介護部健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以降、令和5年3月30日までの間に委員である者の任期については、第5条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

福岡県たばこ対策事業実施要綱

1 目的

たばこには多くの有害物質が含まれており、喫煙は肺がん、COPD（慢性閉塞性肺疾患）や虚血性心疾患をはじめ、多くの生活習慣病の危険因子となる。

特に、妊娠中の女性の喫煙は胎児の発育を妨げること、20歳未満の者の喫煙は身体への悪影響が大きいことが認められている。

また、受動喫煙による非喫煙者の健康被害も問題となっており、令和2年4月には健康増進法が改正され、施設の類型に応じて禁煙措置や喫煙場所の特定等の対策を講じることとなった。

本県では、「禁煙支援」、「20歳未満の者の喫煙防止」、「受動喫煙防止」を三本柱としてたばこ対策を実施し、たばこが健康に及ぼす影響を軽減し、健康増進を図ることを目的とする。

2 実施内容

以下の（1）～（4）の事業（ただし、（4）イは除く。）については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、実施するものとする。

（1）基盤整備

ア 福岡県たばこ対策推進会議

学識者や医師会、事業所等の関係者で構成する「福岡県たばこ対策推進会議」を開催し、たばこ対策の三本柱である「禁煙支援」、「20歳未満の者の喫煙防止」、「受動喫煙防止」の具体的な方法について協議し、県民の健康増進を目的としたたばこ対策の方向付けを行う。

- ・構成メンバー：福岡県たばこ対策推進会議設置要綱に基づく
- ・実施主体等：保健医療介護部健康増進課 1回程度／年

イ 地域におけるたばこ対策の推進

保健福祉（環境）事務所を中心として、地域における受動喫煙防止対策の実施状況を把握するとともに、市町村、関係団体、事業所等で構成する「地域・職域連携会議」等を活用し、地域の実情に応じたたばこ対策を協議し、具体的な取り組みを推進する。

- ・実施主体等：保健福祉（環境）事務所 1回以上／年

ウ 普及・啓発

県民に対し、ホームページやちらし等により、たばこががんやCOPD（慢性閉塞性肺疾患）など身体に与える影響等について情報提供し、たばこに関する知識を深め、禁煙を推進するとともに、受動喫煙防止対策の必要性について意識の醸成を図る。

（2）禁煙支援

ア 卒煙サポート事業（別紙実施要領あり）

福岡県薬剤師会等と連携して研修会を実施し、禁煙相談員を養成する。
禁煙相談員のいる薬局（「卒煙サポート薬局」と称する。）や保健福祉（環境）事務所において、禁煙を希望する者から相談を受け、禁煙を支援する。

○禁煙相談員養成研修

- ・実施主体等：福岡県、公益社団法人福岡県薬剤師会 1回／年

○禁煙相談及び情報提供

- ・実施場所：卒煙サポート薬局、保健福祉（環境）事務所

(3) 20歳未満の者の喫煙防止対策

20歳未満の者の喫煙は、法律の上からも当然防止すべきものであり、喫煙が健康に及ぼす影響からも保護する観点に立ち、中・高校生向けの喫煙防止のリーフレットを作成・活用して、20歳未満の者の生涯禁煙の動機付けを図る。

- ・実施主体等：保健医療介護部健康増進課及び保健福祉（環境）事務所

(4) 受動喫煙防止対策

ア 受動喫煙防止対策に関する広報・啓発

ホームページやちらし等による健康増進法の改正についての情報発信を通じて、受動喫煙対策を推進する。

- ・実施主体：保健医療介護部健康増進課及び保健福祉（環境）事務所

イ 健康増進法違反の通報等に対する指導及び立入検査等の法施行事務

- ・実施主体：保健医療介護部健康増進課

3 実績報告書の提出

各保健福祉（環境）事務所は、別紙様式1により実績報告書を翌年度の4月10日（ただし、4月10日が土日に当たるときは、これらの日の翌日）までに、保健医療介護部健康増進課長あてに提出することとする。

また、上記実績報告書の電子データを、部共有フォルダ「健康情報ステーション」の「事業実施報告書集」フォルダに保存することとする。